

全国森林環境税創設促進議員連盟

# 第25回定期総会記録

# 第25回定期総会記録

と き：平成30年7月19日（木）

ところ：埼玉県秩父市大宮5911-1

ナチュラルファームシティー農園ホテル「銀杏の間」



全国森林環境税創設促進議員連盟

## 全国森林環境税創設促進議員連盟第25回定期総会記録目次

1	開会のあいさつ .....		1
	全国森林環境税創設促進議員連盟会長	板垣 一徳 (新潟県村上市議会議員)	
2	歓迎のあいさつ .....		4
	埼玉県秩父市長	久喜 邦康	
3	来賓祝辞 .....		6
	立憲民主党衆議院議員	武内 則男	
	埼玉県副知事	奥野 立	
	埼玉県議会副議長	高橋 政雄	
	全国森林環境税創設促進連盟会長	辻 一幸	
4	来賓紹介・祝電披露 .....		14
5	議長選出 .....		16
6	議事 .....		16
	議案第1号 平成29年度事業経過報告		
	議案第2号 平成29年度決算報告		
	議案第3号 平成30年度事業計画(案)		
	議案第4号 平成30年度予算(案)		
	議案第5号 役員改選について		
7	大会宣言 .....		23
	埼玉県横瀬町議会議長	小泉 初男	
8	行政説明 .....		25
	林野庁計画課長	小坂 善太郎	
9	次期開催地からのあいさつ .....		42
	和歌山県田辺市議会議長	小川 浩樹	
10	閉会のあいさつ .....		44
	全国森林環境税創設促進議員連盟副会長	嶋崎 健二 (大分県日田市議会議員)	



## 開会のあいさつ

全国森林環境税創設促進議員連盟

会 長 板 垣 一 徳

(新潟県村上市議会議員)

○司会（北堀裕子） 大変お待たせいたしました。ただいまから全国森林環境税創設促進議員連盟第25回定期総会を開催いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます秩父市議会事務局の北堀と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の定期総会は、お手元のプログラムに従いまして進めさせていただきます。

なお、来賓ご祝辞は、お一人3分以内でのご協力をお願い申し上げます。

予定といたしましては、来賓ご祝辞の後、午後3時50分ごろから会議の議事に入り、大会宣言までを午後4時30分までに終了し、休憩の後、行政説明、次期開催地からの挨拶を行いまして、午後5時45分には定期総会を終了いたしたいと思っておりますので、ご参加の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、初めに、開会の挨拶を本連盟会長の板垣一徳が申し上げます。

○全国森林環境税創設促進議員連盟会長（板垣一徳） 皆さん、ごめんください。本日は大変ご苦労さまでございます。当連盟の会長を仰せつかっております新潟県村上市議会議員の板垣でございます。

まずもって、このたびの平成30年7月豪雨災害、いわゆる西日本豪雨災害によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りし、被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。本日は、ご出席の当連盟加盟の市町村の中にも被災された方々もおられますが、皆様の一刻も早い復旧、復興をご祈念を申し上げます。また、被災地等におきまして、救援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表する次第であります。

ここでご参会の皆様をお願いを申し上げます。この平成30年7月豪雨災害によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げるため、皆様全員で黙祷をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○全国森林環境税創設促進議員連盟会長（板垣一徳） それでは、これより黙祷をいたします。

皆様のご起立をお願いを申し上げます。黙祷。

（黙 祷）

○全国森林環境税創設促進議員連盟会長（板垣一徳） 黙祷を終わります。大変ご協力ありがとうございました。着席願います。

それでは、全国森林環境税創設促進議員連盟第25回定期総会を開催するに当たりまして、主催者を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

会員議会の皆様には、日ごろ当連盟の運営について格別のご協力を賜り、この場をおかりして感謝を申し上げます。

さて、昨年は、全国森林環境税の制度創設を目指す当連盟にとって、その運動の成果として、政府・与党の平成30年度税制改正大綱において、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが盛り込まれました。これも今までのたゆまぬ運動の成果であり、会員議会の皆様のご指導、ご協力と関係各位のお力のたまものと、厚く、厚く御礼を申し上げます次第であります。

既に新たな森林管理システムということで、森林経営管理制度が今国会で議決され、動き出ております。今年度は、これを受け、税制度の確実な実現を求める取り組みを進めることが必要となりますが、本日の総会が広く全国に対してこの取り組みのアピールと制度の目的とするところの浸透を図り、よりよい制度の着実な導入を実現するための総会としたいと強く願っているところであります。

皆様におかれましては、制度実現を目前にして、これまで以上に力を結集していただき、本連盟の念願である森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の実施のため、格段のご協力をお願いを申し上げます。

さて、今回の定期総会は、埼玉県の西部に位置し、北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接する、水と森林に恵まれた自然豊かな都市であります埼玉県秩父市にご担当をいただき、こちらの農園ホテルにおいて開催をさせていただく運びとなったわけではありますが、本連盟の副会長としてお務めをいただいている、その秩父市議会にご担当をいただき、平成20年の第15回、そして制度の創設を来年に控えたことし、平成30年の第25回ということで、2度目となる総会の開催がかないましたことを大変意義深いことと感じているところであります。

また、本日は、公務極めてご多用の中、この総会に立憲民主党代表代理の衆議院議員、武内則男様、埼玉県副知事、奥野立様、埼玉県議会副議長、高橋政雄様、全国森林環境税創設促進連盟会長、辻一幸様を初め、ご来賓各位にはご臨席を賜り、お力添えをいただくことができましたことに衷心より感謝を申し上げます。

本総会では、特に林野庁計画課長の小坂善太郎様から「森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度について」の行政説明をいただくこととしております。CO<sub>2</sub>削減と山村地域の振興、そのために必要な森林の整備と森林資源の有効利用を目指す我々にとりまして、具体的かつ喫緊に必要とされるご説明をしていただけるものと確信をいたしております。

最後になりますが、本日の総会に至るまで、開催を担当していただきました地元秩父市議会を初め、秩父市、埼玉県はもとより埼玉県内の各議会並びに自治体の皆様、また地元関係者の皆様には特段の

ご協力とご尽力を賜りましたことに、この場をおかりしまして、厚く、厚く御礼を申し上げます。

今後も本連盟の目的実現のため、役員一同渾身の努力をいたす所存でありますので、全国355議会の会員の皆様、また関係者の皆様のご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。本日はまことにありがとうございました。

平成30年7月19日、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳。大変ありがとうございました。



## 歓迎のあいさつ

埼玉県秩父市長 久喜邦康

○司会（北堀裕子） 続きまして、地元開催市の久喜邦康秩父市長より歓迎のご挨拶を申し上げます。

○秩父市長（久喜邦康） 皆さん、こんにちは。地元開催市ということで市長の久喜邦康と申します。

皆様方、総勢300人を超える方々と聞いておりますが、北は北海道、南は鹿児島の方までたくさんの方にお越しいただきまして、心からご歓迎申し上げます。まことにありがとうございました。また、全国森林環境税創設促進議員連盟第25回定期総会、このように盛会に開催できますことを心からお祝いを申し上げます。そしてまた、今ご案内いただきましたとおり、西日本大災害では亡くなられた方々に心からご冥福を申し上げ、そして被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

まずもって、私は皆様方お一人お一人に、この森林環境譲与税、環境税等々、これがいよいよ実現になるということで、私は本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。皆様方のたゆまざる努力の結果、このような環境税ということになるわけでございます。本当にありがたく思っております。そしてまた、この秩父市は87%が森林であって、どこの森林を抱えるところでもそうだと思うんですが、人口減少という中において、この果たす役割は莫大なるものだというふうに思っております。何とか有効に活用できればなというふうに思っております。そういう意味で、いろいろな方々と意見交換をし、そして有益な方向で進んでいただければというふうに願うものでございます。

そして、きょうは秩父市ということですが、きょう実は川瀬祭ということで、夏の風物詩、今ちょうど町なか、屋台、笠鉦が引き回されております。どうか皆様方におかれましても、会議が終わって時間があるようでしたら、町なかに繰り出されるとさまざまな山車が今曳航されておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

なお、この秩父は祭りのまちであって、ユネスコ無形文化遺産登録を平成28年12月に登録されたこととございます。高山市、そして飛騨市、そして日田市という、これも皆ユネスコ登録になっているわけですが、このお祭りの事務局を秩父市のほうで行い、そしていよいよこの10月には龍勢祭が国指定無形文化遺産登録に登録されたところでもございます。皆様方におかれましては、どうかこれを機会にまた秩父のほうに足を運んでいただければというふうに思います。

3分という時間ですので、この辺で締めたいと思いますが、どうか本当に繰り返して申し上げます。皆様方のご活躍に心から感謝を申し上げ、そしてこの促進議員連盟が大きくまた発展されますことを

心から願いながら、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございます。





## 来賓祝辞

立憲民主党衆議院議員 武内 則 男

○司会（北堀裕子） 続きまして、ご来賓の皆様方からご祝辞を賜りたいと存じます。

なお、ご祝辞は順不同とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

初めに、立憲民主党衆議院議員、武内則男様よりご祝辞を賜りたいと存じます。

○立憲民主党衆議院議員（武内則男） 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました衆議院議員の武内則男です。本日は、森林環境税促進議員連盟の第25回定期総会がこの秩父の地で、全国からこんなにたくさんの皆さんご参集のもと、成功裏に開催されますこと、まずもって党を代表して心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

そして、先ほど会長のほうからもお話ございました。昨日の西日本のゲリラ豪雨災害においてお亡くなりになられた皆様方に心から哀悼の意を表すると同時に、被災された皆様方にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

きょうは、実は終盤国会で非常に緊迫した状況の中で、午後は禁則が出されました。そうした中ではありましたが、昨年第24回大会を私の出身でもあります高知県、34の市町村議会が加盟をさせていただいております。県土の8割が森林という大変緑豊かで、海も川も多くの幸に恵まれた高知県、その出身ということもあり、きょうの総会に出席をして、そして党を代表して挨拶をしてこい、そういう指令を役員室からいただきました。国会のほうには欠席届を提出して参加をいたしましたので、きょうの本会議の私の札は寝たままでございますが、この秩父の地で皆さんと想いを一つにしていく、そんなご挨拶にできたらなというふうに思っています。

私も田舎は高知県の三原村というところでして、そこに何町歩からの山があります。ただ、父も他界をし、そして57年前に、じいちゃんがヒノキを植えました。昭和三五、六年ころだったと思います。「ノリ、50年後にはこのヒノキでおまえの家が建つき」というふうに言われた時代に生まれました。しかし、今はその山を手入れをすることもできずに放置をしていることに、いつも心を痛めていました。そして、政権与党のときには、2007年参議院におりましたので、何としてでも皆さんのその思い、高知市職員、高知市議会を経て国会に行きましたので、この思いをずっと持ち続けて、与野党問わず多くの、中谷先生なんかにもご指導いただきながら、何とかこの森林環境税を創設をしたい、その思いで与党税調副事務局長として奮闘してまいりましたが、結果として東日本大震災を初め、そして消費税問題、数々の多くの負担が住民に強いられる中で、これを創設することができなかった。

本当に申しわけないという思いと悔しい思いをしてまいりました。

しかし、今の自公与党政権のもとでこうして森林環境税がスタートする運びとなったこと、本当に皆さんと一緒に喜びたいというふうに思います。同時に、しかし、これが創設をされて終わりではなくて、これからが市町村議会における議員の皆さんや、そして地方自治体の皆さん、山林に従事する従事者の皆さん、皆さんが本当に力を合わせて山を守っていく、そしてこの日本に自然豊かな、そして公益性を持った森林を、きちっと未来の子供たちや孫に引き継いでいく、その大きな責任を背負ったスタートにもなるんだろう、そんな思いを強くしているところでございます。

どうか、森、川、海、都市部においても、中山間地域においても、その命と暮らしの源は山にあります。この山が守られて初めて農業や漁業も守られ、そして命の水も都市部に提供されてまいります。そうした公益性を持った元気な山を皆さんと一緒にこれからもつくっていく、その決意を申し上げ、党を代表しての連帯のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。頑張ってください。

○司会（北堀裕子）　ありがとうございました。



## 来賓祝辞

埼玉県副知事 奥野 立

○司会（北堀裕子） 続きまして、埼玉県副知事、奥野立様よりご祝辞を賜りたいと存じます。

○埼玉県副知事（奥野 立） 皆さん、こんにちは。ご紹介賜りました埼玉県副知事の奥野でございます。全国森林環境税創設促進議員連盟の第25回定期総会の開催に当たりまして、開催県を代表させていただきます一言お祝いの挨拶をさせていただきます。

本日は、全国森林環境税創設促進議員連盟第25回定期総会が、板垣一徳会長さん初め数多くの皆様方のご出席のもと、このように盛大に開催されましたこと、心からお喜びを申し上げます。また、第25回という記念すべき総会をこの埼玉の地で開催していただきましたことにつきましても、心から感謝を申し上げたいと存じます。

仮称でございますけれども、森林環境税及び森林環境譲与税につきましては、先ほど来お話がございますように、昨年12月の平成31年度に向けての税制改正において創設するという方向で閣議決定がされたところでございます。また、ことし5月には、森林所有者の森林管理の責任を明確にするとともに、所有者が管理できない森林については、市町村が管理することを目的としました森林経営管理法が成立をいたしましたところでございます。これらは、この議員連盟の皆様方が長年にわたって活動されてきた、その結果、そのたまものであるというふうに思います。そのご尽力に心から敬意を表する次第でございます。

埼玉の森林は、県土全体の3分の1を占めております。秩父地域の奥地には、コメツガですとか、シラビソなどの原生林が広がっており、それから少し標高の低い秩父の盆地の地域には、杉とかヒノキの人工林が多く分布をしております。さらに、平野部にかけては、武蔵野の雑木林に代表される平地林が残されているなど、多様な森林が分布をしている地域でございます。しかしながら、森林の一部では、高齢化や担い手不足などによって手入れが不足しているほか、ニホンジカなどの獣害によって荒廃が進んでいるというような、そういう状況も見受けられるところでございます。このため、森林整備や獣害対策などをしっかりと行い、水源涵養や土砂災害防止などの森林の公益的機能を持続的に発展させていく必要がございます。また、人工林の8割が木材として利用可能な時期を迎えており、切って、使って、植えて、育てる、森林の循環利用を進めていくことも大変重要だというふうに考えております。

そうした中、平成31年度から譲与が見込まれております森林環境譲与税は、市区町村においては、

森林整備、人材育成、担い手確保、木材利用、普及啓発などの費用に充てられることとされております。山間部の市町村では、これまで手入れがされていなかった森林の整備が進むこと、また森林が少ない都市部の市町村では、公共施設などにおいて木材利用が進む、このことを強く期待をしているところでございます。埼玉県といたしましても、森林環境譲与税を活用して、市町村の皆様と力を合わせて、健全で活力のある森林を次代に引き継いでいくよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますけれども、本日もご参会の皆様方のご健勝をご祈念申し上げまして、私からの開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はまことにおめでとうございます。

○司会（北堀裕子） ありがとうございました。



## 来賓祝辞

埼玉県議会副議長 高橋政雄

○司会（北堀裕子） 続きまして、埼玉県議会副議長、高橋政雄様よりご祝辞を賜りたいと存じます。

○埼玉県議会副議長（高橋政雄） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました埼玉県議会副議長の高橋政雄です。きょうは、地元の岩崎県会議員、そして新井県会議員も出席させていただいておりますが、県議会を代表いたしまして、一言ご挨拶させていただきます。

ちなみに、岩崎県議は私同期でございます。新井議員も仲よくおつき合いさせていただいております。そんなことはどうでもいいんですが、3分以内に終わらせなくてはいけませんので、初めに今般平成30年7月豪雨の被災地の皆様に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

全国森林環境税創設促進議員連盟第25回定期総会がこのように多くの皆様のご列席のもと盛大に開催されるに当たり、県議会を代表いたしまして、お祝いの言葉を申し上げます。

本日は、ご多忙のところ遠路はるばる埼玉県にようこそおいでくださいました。全国各地からお越しいただきました皆様に心から歓迎させていただきます。ここ秩父地域の森林は、本県全体の森林面積の62%を占めております。この豊かな森林が育んだ埼玉の母なる川、荒川は、本県の田畑を潤し、まちに水と緑を与え、私たち732万埼玉県民に豊かな恵みを与えていております。私たちの生活に必要な森林は、これまで山村に住む森林所有者の永年にわたる努力によって守り育てられてきましたが、木材価格の長期的な低迷など林業の採算性が悪化しており、もはや森林所有者だけの努力では支え切れない状況になっております。このような中、森林の持つ役割や緑の保全の必要性を皆様が訴え続けたことにより、平成31年度の税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることになったことは、大変喜ばしいことであります。これにより今後森林の整備や木材利用、人材の育成が進み、森林の循環利用が進むことが期待されます。

実は私、浦和のほうで建築家をしておりまして、木材を利用させていただくほうの立場であります。やっぱり利用されて何ぼということもありますので、一生懸命木材の利用を育んでいきます。自分のことはそのぐらいにしますが。

新たな制度に魂を入れ、緑の保全と再生を効果的に進めていくためには、山村地域の活性化に日々苦心されております皆様の現場の声が欠かせません。本日の会議が皆様方の熱心なご討議により、今後の森林整備にとって実り多いものとなりますよう心から願っております。

結びに、ご参会の皆様方のますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、私の挨拶といたし

ます。ありがとうございました。

○司会（北堀裕子）　ありがとうございました。



## 来賓祝辞

全国森林環境税創設促進連盟

会 長 辻 一 幸

○司会（北堀裕子） 続きまして、全国森林環境税創設促進連盟会長の辻一幸様よりご祝辞を賜りたいと存じます。

○全国森林環境税創設促進連盟会長（辻 一幸） 皆さん、こんにちは。ご指名を受けました全国森林環境税創設促進連盟の会長を仰せつかっております山梨県の早川の町長の辻でございます。

まず、本日のこの議員連盟の総会、本当に目的を一つにしなが、長きにわたって、山村の再生、森林、林業を通して地方の再生、地域の再生に向かって心一つにしなが、きょうまで目的に向かって取り組んできていただきました皆さんに、深甚なる敬意と感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

西日本の豪雨災害は、大変な災害であります。これらも考えてみますと、森林の整備が行き届かないところに大きな被害が増大したのではないかとこのことを憂える一人でございます。西日本の状況を見るときに、私どもと同じ仲間、森林環境税創設促進連盟、あるいは議員連盟の自治体も、多くの自治体はその被害を受けているところでございます。亡くなられた皆さん、そして被災された地域の皆さんのご冥福や復興を一日も早く、同じ仲間としてお祈りを申し上げて挨拶を述べさせていただきます。

さて、本日は、全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会が、多くのご来賓のご臨席のもとに、森林のまち埼玉県秩父市においてかくも盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。また、全国森林環境税の創設について平素格別のご理解とご尽力をいただいておりますことに、敬意と感謝を重ねて申し上げます。

さて、今日まで私どもが実現を求めてきた全国森林環境税の創設については、与党の平成30年度税制改正大綱において次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税を創設すると明記をされました。私ども創設促進連盟は、議員連盟の皆さんとともに、これまで25年以上にわたり、森林、林業、山村対策を推進するための市町村の税財源制度の創設を求めて活動をしてまいりましたが、ついに我々の悲願である全国森林環境税の創設が間近に迫ってきたと言ってもいいと思います。我々市区町村は、この新たな財源のもとに林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に主体的に取り組んでいく所存であります。そのためにも、森林環境税及び森林環境譲与税が確実に実施されますように、平成31年通常国会における関連法案の確実

な成立をこれからも求めていく必要があります。実現するまでは手を抜くわけにはいきません。本日もご列席いただきました来賓の皆さんのこれまで以上の格別なご理解とご支援を賜りますように、切に皆さんとともにお願いする次第であります。

最後に、全国森林環境税創設促進連盟、議員連盟のますますのご発展とご列席の皆さん方のご健勝を心からお祈りを申し上げ、祝辞とさせていただきます。

本日はおめでとうございます。

○司会（北堀裕子） ありがとうございました。



## 来賓紹介

○司会（北堀裕子） 本来ですと、ご臨席賜りましたご来賓の皆様からご挨拶をいただきたいところではございますが、時間の都合上ご紹介をもってかえさせていただきたいと存じます。

なお、ご紹介は順不同とさせていただきたいと存じます。大変申しわけございませんが、お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立をお願いいたします。

それでは、ご紹介申し上げます。

埼玉県議会議員岩崎宏様。

（埼玉県議会議員岩崎 宏 起立）

○司会（北堀裕子） 埼玉県議会議員新井豪様。

（埼玉県議会議員新井 豪 起立）

○司会（北堀裕子） 秩父市長、久喜邦康様。

（秩父市長久喜邦康 起立）

○司会（北堀裕子） 皆野町長、石木戸道也様。

（皆野町長石木戸道也 起立）

○司会（北堀裕子） 長瀬町長、大澤たき江様。

（長瀬町長大澤たき江 起立）

○司会（北堀裕子） 小鹿野町長、森真太郎様。

（小鹿野町長森 慎太郎 起立）

○司会（北堀裕子） 衆議院議員小泉龍司様代理、秘書松村重章様。

（衆議院議員小泉龍司様代理 起立）

○司会（北堀裕子） 参議院議員関口昌一様代理、秘書多田正弘様。

（参議院議員関口昌一代理 起立）

○司会（北堀裕子） 参議院議員西田実仁様代理、秘書関谷富士男様。

（参議院議員西田実仁代理 起立）

○司会（北堀裕子） 国民民主党共同代表代理の梅沢勝様。

（国民民主党共同代表代理 起立）

○司会（北堀裕子） 全国森林組合連合会代表理事会長代理 常務理事飛山龍一様。

（全国森林組合連合会代表理事会長代理 起立）

○司会（北堀裕子） 埼玉県農林部長篠崎豊様。

（埼玉県農林部長篠崎 豊 起立）

○司会（北堀裕子） 埼玉県農林部森づくり課長荒木恭志様。

（埼玉県農林部森づくり課長荒木恭志 起立）

○司会（北堀裕子） 以上でご紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## **祝電披露**

○司会（北堀裕子）　続きます、本日の総会に祝電を頂戴しておりますので、ここでご披露させていただきます。

なお、時間の都合上お名前のみ申し上げ、いただいた祝電は1階ロビーに掲示してありますので、ごらんいただきたいと存じます。

本連盟顧問の衆議院議員中谷元様、同じく顧問の衆議院議員後藤茂之様、同じく顧問の衆議院議員斎藤洋明様、衆議院議員小泉龍司様、参議院議員関口昌一様、参議院議員大野元裕様、立憲民主党副代表衆議院議員佐々木隆博様、希望の党代表参議院議員松沢成文様、衆議院議員松田功様、全国町村会会長荒木泰臣様、全国町村議会議長会会長櫻井正人様、川口市議会議長若谷正巳様、以上でございます。ありがとうございました。

それでは、ここで、ご来賓の皆様におかれましては、極めてご多忙の中をご出席いただいております。この後ご公務を控えられておりますので、ここでご退席されます。会場の皆様、盛大な拍手でお見送りください。



## 議 長

埼玉県秩父市議会議長

木 村 隆 彦

### 議 事

○司会（北堀裕子） これより議事に入らせていただきます。

議長の選出をお願いいたしたいと存じます。

議長の選出につきましては、本連盟規約第15条の規定により会長が指名すると定められておりますので、会長よりご指名をお願いいたします。

○会長 それでは、規約第15条に規定されておりますので、私から議長を指名をさせていただきます。

埼玉県秩父市の木村議長さんをお願いいたします。木村議長さん、よろしく申し上げます。

○司会（北堀裕子） それでは、議長が決定いたしましたので、これより先の議事につきましては、議長のもとにご審議をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（木村隆彦） 皆さん、こんにちは。ただいま議長に指名されました埼玉県秩父市議会議長の木村でございます。議事進行が滞りなく進みますよう、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 議案第1号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業経過報告」及び議案第2号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟決算報告」

それでは、直ちに、議事に入ります。最初に、議案第1号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業経過報告」及び議案第2号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟決算報告」は、関連がございますので、一括して議題といたします。

事業経過報告及び決算報告について事務局の説明を求めます。

○総務幹事（川村敏晴） 本連盟の総務幹事、そして会計幹事を兼ねて仰せつかっております新潟県村上市議会の川村でございます。それでは、ただいまよりご報告を申し上げます。

議案第1号「平成29年度事業経過報告」及び第2号「平成29年度決算報告」についてでございますが、初めに議案第1号「平成29年度事業経過報告」について、総会資料の2ページから6ページに経過を記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

資料の2ページのI、会議関係でございますが、昨年度は5月22日の正副会長会議を経て、7月20日には第24回の総会、総決起大会並びに役員会を開催し、高知県大豊町さんにお世話をいただき、高知市を会場に全国から414名という大変大勢の皆様のご出席をいただいたところでございます。制度創

設を求める決起大会として大変意義のある大会となりました。皆様には、滞りない進行にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

次に、資料の4ページでございますが、10月10日には促進連盟、議員連盟の臨時合同正副会長会議において、総務省の市川室長、林野庁の小坂計画課長から、森林環境税（仮称）について政策説明を受け、全国森林環境税の創設に関する意見（案）について協議を行いました。

11月7日には、同じく臨時合同正副会長会議において、平成30年度税制改正における活動方針などについて協議を行いました。

資料の4ページの下の方でございますが、同日正副会長会議を開催するとともに、衆参両院全国会議員に対する直接要望を実施しております。

5ページでございますが、1月24日には正副会長会議、3月28日には臨時の正副会長会議を開催し、今後の活動などについて協議を行いました。

次に、Ⅱの活動状況についてでございますが、5月23日に促進連盟の理事会及び総決起大会に出席するとともに、平成29年度の全国森林環境税の創設に関する意見について、両連盟で関係国会議員に要請活動を行ったところでございます。特に今年度は、8月7日に全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情依頼を全国の市区町村に行い、意見書の提出を行っていただきました。この際は、全国の皆様に多大なるご協力を賜りましたことをこの場をおかりして心から御礼を申し上げます。

その後も資料5ページから6ページのとおりでございますが、数回にわたり、精力的に要請活動等を実施したところでございます。

以上、簡単でございますが、事業の報告とさせていただきます。

引き続きまして、議案第2号、平成29年度の決算報告についてご報告を申し上げます。

資料の7ページをごらんいただきたいと思います。まず、1の歳入の決算額でございますが、初めに会費は708万円で、1団体2万円、354市町村議会分でございます。

次に、助成金の174万4,906円につきましては、促進連盟と合同で実施いたしました要望活動に係る経費として、その会議、要望活動に係る費用弁償などについて助成金として収入したものでございます。

繰越金は322万2,341円、諸収入が16万8,028円で、内訳は、総会に係るコンベンション開催費として補助金等16万8,000円と預金利子が28円でございます。

以上、歳入合計は1,221万5,275円で、平成28年度に比べまして79万5,885円の増でございました。

次に、2の歳出でございますが、初めに総会費、これは総決起大会、第24回定期総会の開催に係る経費でございます。307万9,273円でございます。こちらも平成28年度に比べまして、23万3,262円の増となっております。大会開催に係る経費で増となったものでございます。

会議費では、正副会長会議等の開催に係る旅費などで242万6,866円でございます。こちらも平成28年度に比べまして51万1,348円の増となっております。臨時の開催などで回数が当初見込みより多か

ったものでございます。

陳情費でございますが、要望会などの開催に係る経費で214万4,775円となります。

組織拡大費は、正副会長、理事の活動費として82万5,920円となりました。

人件費は、事務局村上市議会の臨時職員賃金で対応しましたので、こちらからの支出はございませんでした。

旅費では、本連盟以外の団体等主催の会議等への会長、事務局の出張旅費などで14万8,424円、通信費では73万8,511円となり、28年度に比べまして40万3,257円の増でございます。こちらは、意見書の採択の陳情依頼に係る郵便料等で増となったものでございます。

事務費では、28万5,790円、こちらも28年度に比べまして、11万4,053円の増でございます。同じく紙代等消耗品費での増となりました。

予備費では、先ほど報告いたしました臨時の会議に対応するために、会議費へ42万6,866円の充当を行わせていただきました。

以上、歳出合計は964万9,559円、こちらも28年度に比べ、145万2,510円の増でございました。したがって、歳入歳出決算額の差引額は256万5,716円となり、これを平成30年度へ繰り越すということでございます。

以上、簡単でございますが、報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま29年度の事業経過及び決算についての報告がありましたが、本件については、去る4月6日に会計監査が行われておりますので、監事を代表して山形県小国町議会の伊藤議員より監査報告をお願いいたします。

○監事（伊藤重廣） それでは、私から監査報告をいたします。

去る4月6日、平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟の歳入歳出決算状況について、その書類及び諸帳簿等を監査したところ、収支とも正確であり、かつ適正であったことを認めたので、報告します。

監事近良平、監事伊藤重廣。

以上です。

○議長 それでは、ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号について、ご質疑はございませんか。

なお、発言の際は議会名及び氏名を述べてくださるようお願いいたします。

（質疑なし）

○議長 ご質疑はないようでありますので、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり承認されました。

**議案第3号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業計画（案）」及び議案第4号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟予算（案）」**

次に、議案第3号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業計画（案）」及び議案第4号「平成30年度全国森林環境税創設促進議員連盟予算（案）」については、関連がありますので、一括して議題といたします。

事業計画（案）及び予算（案）について、事務局の説明を求めます。

○総務幹事 それでは、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号「平成30年度事業計画（案）」でございます。資料の9ページをごらんいただきたいと思っております。基本方針は、この後の議題の宣言文と関連がございますが、2段落目までは昨年と同様といたしました。3段落目から改正をしております。5月の促進連盟の定期総会で決議され、国会議員等への要望活動でもお渡ししております「森林環境税（仮称）等関連法案の成立に関する要望」同様に「平成30年度税制改正大綱」の内容を反映し、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の実施のため、平成31年通常国会において関連法令の確実な成立を期すため、政府、国会等に対する働きかけの事業を行うこととした内容にしております。

具体的な事業の取り組みについては、事業の概要の（1）、活動に記載のとおりでございますが、特に今年度においては②の総務省、農林水産省等関係省庁との連携強化ということで、既に林野庁のほうで新しい森林経営制度への取り組みの準備がされているところでございますが、取り組みの主体となります市区町村、都道府県において確実な取り組み、そして実績が求められてまいりますので、その意味での連携を強化していくということでございます。

以上、簡単ではありますが、平成30年度の事業計画（案）についての説明とさせていただきます。

引き続き、議案第4号「平成30年度予算（案）」の説明をさせていただきます。資料の10ページをごらんください。平成30年度予算については、事業計画に基づき、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の実施のため、平成31年通常国会において関連法令の確実な成立を期すため、政府、国会等に対する働きかけを行うこととしていることから、前年度に比べ、減額した予算として各項目に配分したところでございます。

歳入の会費ですが、昨年の総会から本日までの間に1町の脱会がございました。しかし、新たな加入も3市町ございまして、現在加盟数は前年度当初に比較して2議会増の355議会となっております。この355議会から2万円ずつの会費をいただく案でございます。

ただし、この後お諮りする会費免除の件のご決定を踏まえて予算執行に当たってまいりたいと、このように考えております。

歳出については、先ほど申し上げましたとおり、確かな成立を期すために、政府、国会等に対する働きかけを行うこととしておりますことから、前年度に比べまして減額した予算となっております。

特に陳情費、通信費において減額いたしております。また、各項目において活動による大きな不足が生じることも予想されないため、予備費においても減額となっております。

合計予算額は、歳入歳出とも平成29年度より131万6,000円少ない966万7,000円を計上いたしました。

以上簡単でございますが、予算案の説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長 ただいま説明がありました議案第3号及び議案第4号について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑ないようでありますから、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号及び議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり決しました。

#### 平成30年度会費について

ここで、資料の11ページの平成30年度会費についての件を事務局から説明願います。

○総務幹事 ただいまはご決定ありがとうございました。

それでは、資料の11ページをごらんいただきたいと思います。平成30年度の会費の額及び納入時期についてでございますが、会費は、先ほどご決定をいただきましたとおり、1市町村議会当たり2万円といたします。後日納付書を送付いたしますので、9月の28日まで、会長が指定した本連盟の口座のほうに納入くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日行われました役員会におきまして、さきにご了解をいただいております災害救助法の適用のあった場合における本議員連盟加入団体の年度会費の免除についてでございますが、例年大規模な災害に伴い、災害救助法の適用のあった本議員連盟加入団体のうち、死者、行方不明の方がある団体の年度会費については、役員会、総会、もしくは正副会長会議においてご決定をいただき、免除としてきたところでございます。このたびの平成30年7月豪雨につきましても、大きな被害が発生し、とうとい人命が失われ、なお行方不明の方が大勢おられます。そこで、今回この災害救助法の適用のあった本議員連盟加入団体のうち、死者、行方不明の方がある団体の年度会費については、これまでのとおり免除扱いとすることをご了解をいただきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明のとおりよろしくお願いいたします。

#### 議案第5号「役員の改選について」

次に、議案第5号「役員の改選について」を議題といたします。

○幹事長(大滝国吉) ご苦労さまでございます。本連盟の幹事長を仰せつかっております新潟県村上市議会の大滝国吉でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、私から議案第5号「役員の改選について」提案理由の説明を申し上げます。

資料の12、13ページ及び18ページからの名簿をごらんいただきたいと思います。役員については、記載のとおり会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名であります。規約第9条で総会において選出するとあり、任期については、規約第11条に2年となっております。選出規定について13ページに記載のとおりであります。

この件については、去る5月21日に開催した正副会長会議で相談をし、この総会に先立ち、別室において開催した役員会でもご協議いただき、事務局から該当の市町村議会にお願いをし、役員の就任の内諾をいただいているところでございますが、改めて役員名簿案として提案を申し上げるものでございます。

まず、会長についてであります。5月の正副会長会議では、現板垣会長を再度会長に推す声がありました。制度実現を目前にした現在の状況を鑑み、組織に大きな変更を生ずることなく、現体制を維持すべきではないかとのご意見がありました。これを受け、本人の内諾を得たところから、今回（案）のとおり提案するものであります。

次に、副会長については、これまで同様の9つの市町村議会にお願いしたいと考えております。また、理事につきましても、人数は30名と変わりませんが、3つの県で担当議会の交代があります。関東ブロック神奈川県が山北町から清川村へ、東海ブロック静岡県が川根本町から森町へ、また九州ブロック福岡県が添田町からうきは市へそれぞれ交代がありました。

監事は、これまで同様2町村議会にお願いしてあります。

以上よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、このたび、後藤茂之衆議院議員に本議員連盟の顧問をお願いするものでありますが、先ほどの役員会でご決定をいただいたところでございます。後藤茂之先生については、長野4区、本議員連盟の副会長であります長野県大桑村の岩佐副会長の地元選出であります。皆様もご承知のとおり自民党税制調査会幹事として、また同じく党の専門検討PTである森林吸収源対策PTの事務局長として、まさに制度創設のために多大なご尽力をいただいた先生であります。制度の創設を目前にしているとはいえ、その確実な実現を図るために、ぜひ後藤先生に本議員連盟の顧問をお願い申し上げ、今後の運動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 お諮りいたします。ただいま説明のあった執行部案について採決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 それでは、これより採決を行います。

議案第5号「役員の改選について」は、執行部案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。



よって、議案第5号は執行部案のとおり決しました。

それでは、ここで新役員を代表して板垣会長からご挨拶をいただきます。

○全国森林環境税創設促進議員連盟会長（板垣一徳）　ただいま5号議案で役員の改選の議案を皆さんにご提案を申し上げました。満場一致で私を会長とする役員の皆さんを再任をいただきました。私ども、私初め役員、副会長、心を引き締め、しっかりと連携して英知を結集し、私どもの所期の目的が来年の1月通常国会で必ず実現することに努力することをお誓いを申し上げます。さらには、きょうご出席して祝辞もいただきましたが、促進連盟の辻会長さんとは、25年間にわたる長い連携のもとに今まで連携をまいりました。さらにこの力を合わせ、そして総務省、林野庁、国会議員の諸先生方に私どもの考えをさらにさらに理解を深めてお話をしながら、実現に向けて努力してまいりますことをお誓い申し上げ、代表してのご挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長　ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司会（北堀裕子）　それでは、本総会の議事も皆様のご協力のもとに慎重審査され、無事終了いたしました。まことにありがとうございました。



## 大会宣言

埼玉県横瀬町議会

議長 小泉初男

○司会（北堀裕子） これより大会宣言に移らせていただきます。

地元秩父地域の横瀬町議会議長、小泉初男様より大会宣言を行っていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○埼玉県横瀬町議会議長（小泉初男） 皆さん、改めましてこんにちは。ただいまご紹介いただきました秩父市の隣町の横瀬町議会議長の小泉でございます。

大会宣言の前に、西日本で発生いたしました集中豪雨において大変大勢の方がお亡くなりになり、現在も行方不明の方が多数いらっしゃる状況であります。この場をおかりいたしまして、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様方に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、ただいまより大会宣言を行わせていただきます。

宣言。

国土面積の3分の2を占める森林は、木材等林産物の供給をはじめ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など、多様な公益的機能を有しており、国民生活と切り離すことのできない貴重な財産である。

この緑豊かな国土を保全し、未来の子どもたちに受け継いでいくことは、森林の恵みを受けて現在を生きる私たち国民に課せられた責務である。

しかし、この生命の源である水と空気と土を育み、緑の国土を守っている我が国の山村は、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足などにより、生業としての林業は衰退を余儀なくされ、極めて深刻かつ危機的な状況での自治体運営を迫られている。その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に対して、国民の生命・財産が危険にさらされるといった事態も生じている。

川上の山村と川下の都市は、今こそ手を携えて、この緑豊かな美しい国土と山村を守り、国民一人ひとりが安心して暮らせる資源循環型社会を実現し、自律的で持続的な社会を創生していかなければならない。

私たち「全国森林環境税創設促進議員連盟」は、森林が果たす公益的機能とその重要性を広く国民に訴えるとともに、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の実施のため、平成31年通常国会において、関連法令の確実な成立に向けた運動を展開することをここに宣言する。

平成30年7月19日 全国森林環境税創設促進議員連盟「第25回定期総会」。

○司会（北堀裕子） 皆様には、いま一度大きな拍手をもってご賛同いただきたいと存じます。

ありがとうございました。ただいまから休憩とさせていただきます。行政説明は、この会場において午後4時35分より行いたいと存じますので、お時間にはご着席いただきますようよろしくお願い申し上げます。



## 行政説明

林野庁計画課長 小坂 善太郎

○司会（北堀裕子） これより行政説明を始めさせていただきます。

本日「森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度について」と題してご説明をいただきますのは、林野庁計画課長、小坂善太郎様でございます。小坂課長様、よろしく願いいたします。

○林野庁計画課長（小坂善太郎） どうも皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました林野庁の計画課長をやっております小坂と申します。

本日は、全国森林環境税創設促進議員連盟の総会ということでご紹介いただき、説明する場を設けていただきまして、まことにありがとうございます。また、お集まりの皆様方、平素より林野庁が進める森林、林業行政に多大なるご理解とご支援をいただいておりますこと、心からお礼申し上げたいと思います。それと、何よりも皆様方初め多くの方々の関係者の長年の運動の結果、ご案内のとおり昨年の12月に税制改正大綱の中で森林環境税の創設ということが決まりました。これも本当に皆様方の、また皆様方の先輩も含めた多くの方々の努力の結果だと思っておりますし、我々も非常に嬉しく思っているところでございます。

この環境税、森林整備のための財源、いろんな紆余曲折があつて、でも、最終的に去年お決めいただいた中身は、国民一人一人皆様からお金をいただいて森林整備をする。言ってみれば国民みんなで日本の森林を支え、守るんだと。言ってみれば非常に画期的なすばらしい、多分なかなか世界にもこんな制度ないんじゃないかなと思うんですけど、そういう制度をおつくりいただいたと思います。これから来年の次期通常国会で総務省さんがこの税のための法律を出して、来年の4月からスタートするわけですけど、本当にいい制度の形が見えたなど。

一方で、そうはいつでも我々は国民の皆さんのお金を使ってきっちり間伐等の森林整備をやって、そしてきっちりこの成果をやっぱり見せていく責任、責務をしょったんだなというふうに一方で思っています。山の現場見ると、皆さんご案内のとおり、なかなか今材価が低迷して採算性が悪くなって、所有者も境界もなかなかわからないであったり、担い手が非常に不足して人手がないとか、さらにはこれから我が国人口減少になります。そうなると、木材需要だって当然減っていく。それに負けない需要をこれからつくるということで一生懸命やっているんですけど、いろんな課題があります。でも、その課題を乗り越えて、せっかくおつくりいただく環境税、この財源と、先般、きょうも説明し

ますけど、森林経営管理法、新たな森林管理システム、そういったものを来年から環境税にあわせて導入しようということで法律もつくらせていただきました。こういう新しい仕組みと新しい財源を活用して、やはりきっちりと日本の森林を整備して、国民の皆さんに成果を上げていく、そういうことをやっていきたいというふうに思っていますんで、税の創設に向けて取り組みいただいたこの議員連盟の皆様方が、今度は税を使ってきっちりと国民の皆さんに答えを出す、そんな取り組みの先頭に立っていただきたいなど、そんな思いできょう話を進めさせていただきたいと思えます。

それと、もう一つこの環境税で留意しなければいけないことがございます。国会でもうちの大臣なんかがお答えしているんですけど、この森林環境税、後ほどご説明しますけど、先ほど言ったさまざま現場における課題、そういう中、例えば所有者が自発的に林業頑張って整備するんだ、そういうものについては林野庁がいろんな予算でご支援して、そういう方々が林業できるような形で進めているわけですけど、そういった現行の施策ではなかなか手が届かない、そういった森林の整備をこの環境税を使って今度市町村が主体になって公的に管理していくんだ、そういうことに使うんだということが大きなコンセプトになっています。これは何かと申しますと、去年環境税を創設するに当たって総務省で検討会があって、僕もオブザーバーで出たんですけど、やっぱり新たに国民の皆さんにお金をいただく上で、今までやっていることの足らない、足らず米をお願いするという話にはならないだろう。当然そういうことじゃなくて、今生じている今日的な課題を解決するために新たに財源負担をお願いします、そういうことがないとなかなか国民の理解を得られないだろうということがあって、考え方としては今までの施策ではなかなか手が届かない。今日的という、やはり所有者が採算性の悪化の中、山離れを起こしている。そういったものを公的に市町村がやっていかなきゃいけない。それで解決するんだというようなことが大きな考え方にある。要はたらずまいを補うということじゃない。それによって国民の理解を得るということが1つあります。

もう一つこのことは、大きなポイントだと思っているのは、実は我々森林整備を進める上で例えば森林整備事業であるとか、いろんな林野庁の既存予算を財務省からお金を折衝でいただいて進めているわけですけど、環境税できたらそういう既存の予算を減らしていいだろう、そんなことになったら何のために環境税をつくったのかわからないというのが大きな課題だと思っています。これは、例えば市町村、都道府県、交付税でいろんな行政を行っています。この環境税のお金が後世にめり込むようなことがあれば、それもまた何だったという話になりますし、さらには県は37府県で独自課税をやっていますし、さらには県は県単独予算でいろんな林業施策をやっています。そういうものと今回の環境税は違うんだというところをきっちり認識してこの税を使っていかなければ、要は既存財源のすりかえみたいなのを言われるようなことになれば、既存財源を減らされるということになりかねないと思っていますんで、現場行けば間伐やるというのは、どの財源だって同じ間伐をやるわけですけど、でも、考え方としては、やっぱり今まで手が届かなかった、既存施策ではできなかったものをこの環境税で、新しい国民の負担で解消して山をちゃんと整備するんだと、そういう考え方で進めてい

かなきゃいけないというふうに思っていますんで、このこともきょうの話の中でまた繰り返しお話しさせていただきたいと思うんですけど、そういうことを認識してぜひ皆さんと来年以降この財源を使った取り組みが進むような形で頑張りたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

そういう中で、きょうは森林環境税と森林環境税を動かすための森林経営管理制度、新しい法律に基づく制度、これともに市町村が主体になってやっていただく制度でございます。これについて資料に基づいて説明を進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、パワーポイントの資料に基づいて話を進めさせていただきますけど、これはまず森林環境税創設に至る経緯、いわゆる歴史みたいなものです。これ平成3年から書いていますけど、もっとひもとけば昭和60年、61年に水源税構想というのが実は自民党の中で議論され、要は水道料金からお金をいただいて森林整備の財源に回そうと。結構いいところだったんですけど、60年、61年、そういうものは結局成案にならず、だめになりました。

そういう中、地方の一番右側に書いていますように、平成3年に森林交付税創設連盟、これは今回の促進連盟の多分母体になる運動でございますけど、森林面積に応じて山村にちゃんと財源を配分すべきだと。いわゆる当時デカップリングとか言っていたんですけど、そういうような新たな財源措置を求める運動が平成3年に起きて、それが現在の森林環境税の促進連盟及び議員連盟に流れてきている。そういうような中に平成15年には高知県で森林環境税独自課税というものが創設され、今37都道府県においてそういった税がとられている。こういう動きの中、左側にあるのが国の動きになるわけですけど、まず最初平成17年、税制改正要望で、要は当時京都議定書の第一約束期間、その国際約束を守るためにはやはり間伐をやらなきゃいけない。そのためには安定的な財源が必要なんだということで、環境税（地球温暖化対策税）、こういったものを林野庁と環境省が一緒になって税制要望したというのが直近の大きな運動の要望のスタートです。当時は、要は森林吸収源、温暖化対策ですので、石油、石炭に上乘せして、産業界の皆さんからお金をいただくんだというコンセプトで始まったんですけど、24年に地球温暖化対策税というものが導入されるわけですけど、これは石油、石炭から税を取って、それは森林に回さず、要はCO<sub>2</sub>の排出削減対策に回すんだという整理になって、我々森林に回すべきだというものがこのとき大きな挫折を迎えるわけです。

その後26年度の要望以降は、そういう石油、石炭からもらうということと、もう一つやっぱり国民の皆様から負担いただく、森林環境税というものを要望しまして、それが与党の中で専門の検討チームが設置され、何年かにわたる議論の結果、去年の12月の森林環境税の創設という形で成案を見るというような形になる。ある意味、水源税からいうと30年来の悲願だと言われる方もございますし、こういう温暖化の税といっても、10年以上にわたる運動の結果、皆様方という、平成3年度の交付税連盟からの結果という非常に長い年月をかけた運動の結果ということでございます。

この環境税でございますけど、きょうはその背景も含めて説明を進めていきたいと思うんですけど、そういった形の森林環境税、これもう皆さんご案内のとおり、何のためだというと、森林には国土保

全、水源涵養、温暖化防止、さまざまな多面的機能がございます。国民の皆様もそういう森林の機能に対して大きな期待を抱いている。でも、こういう森林の機能をきっちり発揮させるためには、やっぱり間伐等の森林整備をやらなければ機能は十全に発揮されない。

例えばこれは地球温暖化防止ということなんですけど、ここにあるグラフはいわゆる第二約束期間、2020年に我が国3.8% CO<sub>2</sub>の排出量を削減しますよというもののうち、4分の3近い2.7%を森林の吸収で賄うというのが政府の温暖化対策計画にも位置づけられている我が国の取り組みです。要は国際的に約束しているCO<sub>2</sub>の排出量の削減の多くを森林での吸収で賄う。でも、森林の吸収で賄うというときに、国際的なルールがありまして、森林はほっといてもCO<sub>2</sub>吸収するんですけど、ちゃんと持続的に手入れをしている、人が汗をかいてきっちり管理している森林だけ吸収量をカウントしましょう、そういう考え方がございますんで、間伐をやらなければこの吸収にはカウントされないということで、きっちり間伐をやって健全な森林を維持しなきゃいけないということになるんですけど、これが例えば財源が不足して適切な管理が行われなければ、この約束が達成できない。言ってみれば国際社会から信頼が低下して、これをほかの方法で代替しようと思うとさらなるお金がかかるといったような影響であるとか、さらには災害の関係ですよ。ことしも30年の7月豪雨ということで、西日本を中心に本当に甚大な災害が起きております。今のところ200人を超える方々が犠牲になられたということで、本当に心からお悔やみ申しますし、被害に遭われた方にはお見舞い申し上げたいと思うんですけど、こういうような形でやはり最近温暖化の影響もあって、雨の降り方が非常に尋常じゃない。そういうことで、毎年のようにこういう山に起因したような災害が起きている。これもやはりきっちり森林整備をすることによって軽減できる部分があるというようなことでございます。

下に書いていますように、森林整備が進まなかったら、都市部を含む住民の生命、身体、財産を毀損するリスクが高まる。さらには、災害が起きればその復旧に多大なるコストがかかるということで、やはりきっちり間伐等森林の手入れ、森林整備をやるのが温暖化防止、これはいわゆる国土の保全、災害防止、そういったことで国民生活に大きく関係してくるとというのがこの税の大きな背景の一つです。

こういった森林なわけですけど、じゃどういような状況にあるのかというのをちょっと整理いたしました。森林、林業の現状ということで数字を示しながらお話を進めていきたいと思うんですけど、1つは我が国の人工林、これは先人の方々が戦後営々と山に木を植えて、森林の4割、1,000万ヘクタールの人工林を築いていただきました。それが今どういような状況になるか、これ皆さんご案内のとおり40年、50年たって十分伐採できる利用期を迎えていると。さらに、人工林の資源というのが毎年7,800万立方太ってくれていまして、7,800万立方というのは我が国の木材需要に匹敵しますんで、我が国の木材需要を十分賄えるぐらいな資源はできてきている。そういう利用期を迎えた人工林ということが背景にありまして、赤い折れ線グラフは我が国の木材の自給率ですけれども、平成14年に19%まで下がった自給率が最近ぐんぐん、ぐんぐん上がって、直近でいうと35%、結構国産材が使われる

ような状況になっきているというのが現状としてあると思います。ある意味、資源は利用可能な状況になってきている。今まで山を育てる時代であったんですけど、これから切って使って植える、そういう循環利用ができる資源が整いつつあるというのが1つ言えると思います。

こういう話をすると非常に何かバラ色、うまくいきそうな感じがするんですけど、でも森林、林業の実態としてはなかなか、資源はできてきているんですけど、うまく生かせるかという点と簡単じゃないという実態がございます。

ここに書いているのは、1つは森林の所有形態、これもご案内のとおり10ヘクタール未満という非常に小規模な所有者が大多数、小規模、零細な所有形態にある。さらには山の立木価格、山にはえている木の値段ですけど、昭和55年大体ピークだった。例えば杉でいうと2万円ぐらいしたものが今2,800円、10分の1ぐらいですね。やっぱり山の木の値段が下がってきている。最近は低迷というんですか、横ばい状態。一方右肩上がりに上がっているのは例えば人件費、労賃、当然それはどんどん上がってきている。費用は上がるが、売り上げは下がるということで、林業の採算性が非常に厳しくなってきているというのが現実問題であるというふうに思っています。これは、例えば当時昭和55年木材価格がピークの時、多分為替は200円か250円ぐらいだった。今は100円ぐらい。いわゆる外材が為替で価格競争力が倍になっているみたいな、そういう国際的な状況もあって、なかなか木材価格が下がって上がらないというような実態、そういうような状況にあると思います。

所有が非常に零細で採算性も悪くなっていく。そうなってくると、やはり小規模な所有者は、山に対する経営意欲が低下して、山を放置するような実態も見られるようになってきているというのが現在の状況かなと。そういう中で、さらに所有者のことを深く見ていくと、1つは不在村者、山村から都会に出て田舎にいない、まちの人が持っている山の割合が24%、大体4分の1がまちに出た人が山を持っている。そういう人たちは実は相続しても登記をしないということで、どんどん、どんどんこういう人たちを中心に山の所有がわからなくなっているという現状があります。

例えば地積調査をするときに、登記簿の氏名、住所、そこに地積調査の案内を郵送なりで送るわけですけど、それで要は到達しなかった割合、林地の場合は25.6%、これも4分の1ぐらいが登記簿のデータだけでは所有者が突き詰めることができない。この後いろんなことをしないと所有者まで行き着かないというような所有がわからなくなる実態であるとか、さらに地積調査も林地の場合は45%ということで、なかなか進んでいない。こういった形で所有とか、境界というのが非常にわからなくなっているし、これが世代交代が進めばますますわからなくなるような、そういうような実態にあるというふうに考えています。資源はあるんだけど、所有の面で見れば、なかなか資源を生かせないようなことになりかねないようなことが潜在的に起きつつある。

しかし、一方で森林組合とか、素材生産とか、要は山の木を切る人たち、そういう人たちにアンケートをとると、もっともっと規模を拡大したいんだと。先ほど言いましたように、自給率が19%から35%に上がって、当時国産材の供給量が1,700万立方ぐらいだったものが今二千五、六百万立方、か



なり国産材が使われるようにここ10年なってきました。そういう中で、どんどん、どんどん事業を拡大したいんだというような声はあるんですけど、ただし事業費がなかなか確保できないんだと。これは、所有者が山に対して関心がないわけですから、こういう事業者の人が声をかけても、山のことはよくわからんから、ほっといてくれみたいな、そういうような実態であるとか、さらには路網がなかなか整備されていないんで、採算が合わない。そういうような課題が現場にはあるというふうに考えています。

そういう中、林野庁の中で森林・林業基本計画なんかで将来の森林整備の方向性を議論し、示しているんですけど、先ほど申したような1,000万ヘクタールの人工林、先人が戦後一生懸命植えていただいた1,000万ヘクタールの人工林、これ全てを林業的に回していくのは難しいと思っています。ただし、頑張れば、ここに書いているんですけど、3分の2ぐらいは、道を入れてインフラ整備をすれば、林業活用によって循環利用できると思っています。ただし、自然的条件に照らして林業経営に適さない、要は非常に奥地で、標高が高くて、成長が悪くて、地形が急峻でと、そういうところはなかなか杉の後、杉を植えて循環利用するのは難しいというふうに思っていますので、こういうところは公的主体により間伐をやって広葉樹を入れて、自然の山に近い状態に戻していく、そういうことをやっていくというのが大きな考え方というふうに捉えているところでございます。

要は人工林、資源としては整いつつあるわけですけど、非常に採算性が下がる中、全てを循環利用するのはなかなか難しい。でも、路網整備をして、インフラ整備をして、例えば集約化をして、いろんな手だてをすれば、人工林の3分の2ぐらいは林業で回せるだろうと、そういうことを頑張りたい。ただし、そういうことをやってもなかなか林業的には回らないなというところは3分の1ぐらいあって、そういうところは公的に市町村が主体となって間伐をやって、そしてきっちり管理しながら、将来的には自然の山に戻していく、そういうことをやっていくというふうに考えていまして、まさに主に環境税はこういう公的なところに使うということが1つ大きなターゲットとして考えて創設しようとしているということでございます。

そういうような森林、林業を取り巻くある意味厳しい状況、一方では資源的には整ってきているというような状況、そういうような中、これが昨年の12月に税制改正大綱として環境税の創設が位置づけられたところの、ここに書いている基本的な考え方の部分です。ここに今私が話したようなことが非常にコンパクトにまとめられていると思いますんで、この部分を繰り返しになりますけど、ご説明しますと、大綱の中には、森林整備をする、そういうことは先ほど申したように温暖化、国土保全、水源涵養、さまざまな効果、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるんです。ですから、今回国民一人一人から税負担をいただくということにつながるわけですけど、しかしながら、森林整備を進めるに当たって現場では所有者の経営意欲の低下、所有者不明、境界未確定、担い手不足、さまざまな課題があって、やはりこのままではきっちり整備ができない。こうした課題に的確に対応して森林の適切な管理を進める必要があるというような、ある意味これが今日的な課題があるんですよと。

そういったことに対して、「このため」以降に書いているんですけど、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない、そういう森林について市町村がみずから管理を行う新しい制度、これがこの後お話しする新たな森林管理システムということになるんですけど、そういう森林関連法令の見直しを行って、それを踏まえて31年税制改正。ことしの12月になるんですけど、森林環境税、森林環境譲与税を創設する。これが次期通常国会で法案出してこの税をつくるんですよという形で今年の12月に取りまとめられております。ここの部分が森林環境税のある意味コアとなるコンセプト、考え方だと思っています。

要は何のために税をつくるんだ、それはやはりいろんな課題、冒頭にお話ししたような今日的な課題、それを市町村がみずから管理を行う、市町村が主体となって行う、そういったことに使う財源として環境税をつくるんですよ、こういうようなことが基本になって国民の理解を得、さらには既存施策との整備を図ると、そういった考え方になっています。そういうことで去年の大綱に基づいて、まずは森林関連法令の見直しということで、さきの国会で森林経営管理法を成立いただいて、新たな森林管理システムをスタートさせるということになっています。まずは、その説明をこの後して、それを踏まえて環境税がスタートするということですので、最初に森林関連法案の見直しの説明をして、その後環境税の説明、そんな流れで説明を続けていきたいというふうに思います。

これが先般森林経営管理法ということで法律を成立いただいて、31年の4月から環境税とあわせてスタートする新たな森林管理システムの非常に大枠の概念図でございます。要は、森林消費者がいて、市町村がいて、森林の経営管理がちゃんと行われていない森林について、市町村が仲介役となって所有者と林業経営者をつなぐシステム。要は、所有者に対して、あなたの山をちゃんと自分で管理できますか、そういう意向を確認して、できる方はやらしてもらえばいいんですけど、できない場合には市町村が経営管理を委託、預かって、さらに条件のいいところは意欲と能力のある林業経営者に再委託してつないで、ここは林業頑張ってもらおう。そうじゃなくて、なかなか林業経営に適さない、さらにはなかなか意欲と能力のある人がいない、そういうところは市町村がみずから管理する、そういう仕組みをスタートしようと思っています。

それは何かというと、先ほど話したように、今やはり森林整備するに当たって、所有者がなかなか森林に対する関心、意欲がない。ですから、例えば意欲と能力のある人が所有者に働きかけてもなかなか山のことはわからないから、ほっといてくれみたいな形で山の整備が進まない。そういうような実態の中、公的主体である市町村が間に入って、所有者に働きかけをして、整備を進めていく、そういう制度で、制度的には市町村が一回経営管理権を受け取って、さらにそれを意欲と能力のある人につなぐというような仕組みになっています。

ですけど、現場実態では市町村と例えば地域の森林組合とか、事業体の皆さんが一緒になって、所有者に働きかけをして、今まで事業体だけだったらなかなか見向きもしなかったところを、市町村が一緒になることによって働きかけをして山を預かって、事業体ができるところは事業体に管理経営を

してもらって、さらにできないところを市町村がやると。そういった形で進めていく、そういったツールとしてこういう制度をつくらせていただきました。

こういう制度が来年から始まるわけですけど、今実は全国の市町村に林野庁職員が赴いて、都道府県に説明会を設定していただいて、よりもっと具体的な説明を進めているんですけど、まず何をやるかということになると、市町村、所有者に対する意向調査をやっていただきたいなというふうに思っています。まず、意向を確認して、自分の山をやっぱりちゃんと管理できるのか、それともこういう仕組みがあるんで、市町村に預ける考えはないのか、そういうまず意向調査をして、そうすると、市町村に預けたいというものが出てきます。そうすると、預かる前には例えば境界の確定をやったり、そういうことをやった上で、市町村は新しい法律に基づいて経営管理の権利設定をするための集積計画と呼んでいるんですけど、そういう計画を立てています。普通権利を設定するときは1筆ごと契約を結ばなきゃいけないんですけど、今回の法律を使えば、一括して権利設定ができるということで、権利設定をしていただいて、さらに意欲と能力のある人につなぐ。さらには、つなげない場合は、主に環境税を使って市町村がみずから間伐を発注して、これも森林組合と事業体と連携して間伐をやっていく。そういったことをやるような仕組みをスタートさせるということで、法的な整備をさせていただいた。要は、所有者にいかにか山に関心を持ってもらうか、所有者にいかにか事業地を提供してもらうか。そのためのツールとしてこういうシステムを措置したと。

さらに具体的にお話進めさせていただきますと、この制度をやるに当たってはまずは所有者の意向調査をやっていただきたい、そういう話を今しています。来年の4月からということですので、今のうちから準備を進めていただきたい。ただし、意向調査といっても市町村の中全てをいきなりできるわけじゃないですから、地域の実態を踏まえて、所有者情報がある程度整備されたところから順次、例えば市町村の中を10年間でローテーションするとか、そういうような計画を立てて意向調査をしてください。意向調査をすれば、みずからやる人はみずからやっていただいているんですけど、市町村に預けたいという人が出てきますので、そういうものを市町村は整理して、権利設定を。そういうような取り組みをまずしてくださいという話を今進めています。

そうやって意向調査をすれば、なかなか自分の山は自分で管理できない、市町村に預けたい、そういうふうな話になります。そのときに例えば事業体の人とも一緒になって、じゃこの山どうするかというような話をしていくんですけど、そのときに経営管理集積計画というものが法律の中に位置づけられていますけど、こういう計画で所有者から預かる山を整理して、公告することによって権利設定ができる、そういう仕組みを用意しています。

そのときに、特に今重要な問題としては、利用期を迎えるわけですから、主伐をして、そして木を売って、さらに再造林して、次世代の木をちゃんと更新させる、植える、こういうことをやらなきゃいけないというような、例の1と書いていますように、主伐から植栽、下刈り、保育間伐、そういうものを一体的にやるようなパターンであるとか、これはある意味一つの目指す姿だと思っています。

なかなかいきなりそこまでできないのであれば、とりあえず間伐の権利を設定して、間伐を何回か繰り返してやりながら次のステージに向けて山の手入れをする、そういった形で所有者の皆さんに働きかけをして、山を預かってくれ。そのときに、主伐から保育まで一貫してやるようなパターンと、そうじゃなくて、当面は間伐を繰り返して山を手入れしながら将来に備える、そういったパターンがあると思うんですけど、そういうものを選んでやっていただければいいというような制度になっているということでございます。

そして、主伐から間伐まで造林、下刈り、保育間伐まで一貫してやるような、その場合については実はこういう形でお金の算定方法を定めるということを実は制度の中に組み込んでいまして、これは何かといいますと、山の木を切ると当然丸太が売れて収益が入ってきます。例えば1ヘクタールで350立方ぐらいの丸太ができたなら340万円ぐらいのお金が入ってきます。お金が入ってくるんですけど、当然丸太にするためには山の木を切って丸太にして、トラックで市場まで運ぶ経費がかかります。さらには、その後、ここが重要なんですけど、切って売って終わりじゃなくて、きっちり伐採後に植える、そういう経費もかかります。そして、そういう経費を除いた部分を所有者に返す、こういう仕組みを実は新しい制度の中でやっていただきたい、やろうと思っています。

要は、なかなかこの絵じゃわかりにくいかもしれませんが、今現場で起きているのは、山の木を皆伐して切りますと。じゃ、お金が入ってきますと。当然切るためにはここで切り金かかりますから、切った後のこの部分に一旦切った直後お金が入ってくるんですけど、要は切ったお金を一回精算しちゃうと再投資のお金がそこからなかなか出てこなくて、結局切った後植えないままになってしまう。そういうような実態がある中、きっちり切った後、植えるお金をちゃんと確保した上で所有者に精算する、そういったことを進めたいというふうに思っています、これは実はこういう取り組みが最近いろんなところで出始めているんですけど、結局資源を次世代に引き継ぐためには、切りっ放しじゃなくて植える、そういったことが重要だということで、そういう仕組みをこの制度の中には入れているということでございます。

そういった形で新たな管理システムということで、市町村がまずは所有者に働きかけをしていただいて、そして預かる場合、いろんな権利設定をしなきゃいけないのを、法律に基づく措置で一括して効率的にやるようにして、そういう権利を設定すれば、あとは事業者、さらには市町村みずから、そういった感じで管理する、そういったことのためのツールとしてこの制度があるということでございますし、そのときに実は所有者が不明な森林であれば、それは当然所有者がわからないわけですから、そういう市町村が権利設定してみずから間伐をやったり、例えば事業者の皆さんにその森林を再委託したりすることが当然できないわけですけど、実はこの法律の中に所有者不明森林でも対応できるような仕組みもあわせて設けさせていただいています。この原則と書いているのが通常の場合ですよ。全員合意があって、計画をつくって公告すれば権利設定できる。そうじゃなくて、例えば共有林で一部所有者がわからない、これ結構あると思うんですけど、例えば5人の共有林で2人はわかるけれど

も、3人がわからない。2人の人は市町村に預けたいと言っている。そういった場合市町村がその3人の人を探索していただいて、それでわからないということであれば、公告すれば同意の見直しという法的な効果を発生させて権利設定ができる、こういう仕組みを入れています。

ただし、探索といってもどこまで探索すればいいんだという話があるんで、実はこれもこれから政省令の中で例えば配偶者及びその子供まででいいですよ、であるとか、さらには登記簿とか、そういう公簿を調べるだけでいいですよとか、そういう探索の範囲も法令的に定めることによって例えば共有林で一部わからない。例えば部落有林で、地域の山なんだけれど、わからない人がいて手が出せないという場合も、公告することによって権利設定ができ、市町村が間伐をやったり、事業体につないであげたりすることができる。さらには、全く所有者がわからないような山であっても、これは探索して公告して、さらに都道府県知事の裁定していただければ同意見直しができる、そういった仕組みを用意しているということでございます。この法律を使えば所有者、働きかけをして、そして基本はそういう所有者の意向で山を預かっていくわけですけど、そうじゃないような場合も対応できるような仕組みを盛り込んでいますので、ぜひこういうものを使って、なかなか所有者がわからなくて手が出ない山についても対処していただきたいなというふうに思っております。

これが新たな管理システムということで、なかなかこういうお話をすると、新しい制度ですし、とっつきにくくて難しいというような感想もあるかもしれませんが、今これを具体的にどういう手順で進めていけばいいのかということ市町村説明会等を通じて進めているところでございます。まずは間伐をする、その場合は所有者に当たる、境界確定する、もろもろの手順が要るわけですけど、そういうものをわかりやすく整理して、この制度を使って対応できるようなことを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上が新たな管理システムの概要。そういうものを踏まえて次は環境税の話に移っていきたく思いますけれど、先ほど去年の税制改正大綱の基本的な考え方のところを説明しましたけど、これは皆さん既にいろいろ見てご案内のとおりだと思いますけど、要は森林関連法令の見直し、先ほど申した森林経営管理法を踏まえて31年の税制改正において次の森林環境税、これ取るほうです。森林環境譲与税、これは配るほうです。こういうような制度を創設するということが明記されています。取るほうは、ご案内のとおり1人1,000円、市町村が個人住民税とあわせて賦課徴収していただくんですよ。そうすると、取ったものを特会に入れて、ここの譲与基準、私有林の人工林面積5割、林業就業者数2割、人口3割、そういった基準に基づいて市町村、都道府県に配分するんですよ。要すればこれは毎年どれぐらいのお金が入ってくるかというのは各市町村わかることになります。

そうやって配分される、譲与されるお金をどういうことに使うんですか。間伐や、間伐するために必要となる人材育成、担い手確保、さらには木材利用、普及啓発、そういう森林整備及びその促進に関する費用に使うんですよということが決まっております。さらに、都道府県のほうにもお金が来ますけど、都道府県は市町村の支援等に対して使うんですよ。そういった環境税の取るほう、そして配

るほう、譲与税、そういう枠組みが去年の大綱の中に位置づけられていまして、さらにじゃ毎年どういったお金で配分するのかということもきっちり決められておりまして、税を取るのは36年から取るんですけど、来年から新たなシステムが始まりますし、森林整備は待たなすですから、来年から借入金を使ってまずは200億円、さらには300億円、400億円、500億円、600億円、こういった形で階段状に市町村の体制整備の進捗に伴って額がどんどんふえるような、こういうような制度設計がなされているというところでございます。これは、皆さん既にご案内かと思っておりますけど、こういった大綱の中身が次期通常国会で総務省さんのほうが森林環境税及び譲与税に関する法律を制定して、きっちり法律的に確定させて、そして31年度からスタートするというようになっております。

そこで、環境税も来年度からスタートするんですけど、大きく3つ課題があるのかなというふうに思っております。それは、きょうお集まりの皆様方は、市町村の中でも当然体制整備が比較的できているところだと思うんですけど、1つは、市町村の体制を整備していくということをやっけていかなきゃいけないということ。2つ目は、実は先ほど申したように人口で環境税配分しますんで、都市部にも森林環境税のお金が行きます。都市部は、それを木材利用に使ったり、例えば山村との交流に使ったり、そういうことに使っただけかなきゃいけないんですけど、そういう都市部の市町村、きっちり環境税を使っただけ。ちゃんと国産材を使った木材利用であるとか、さらには山村との交流であるとか、そういうことをしていただかなきゃいけない。さらには、3点目は、37府県の超過課税、都道府県先行的に取っております。それと、きっちり役割分担を図って、新たな環境税と県の税、財源が両立するような形にしななきゃいけない、そういったことが課題だと思っております。そういったことで、今市町村の体制整備であるとか、さらには都市部、なかなか林野庁今まで縁がないんですけど、そういうところへの働きかけであるとか、さらには府県の超過課税の関係であるとか、そういうことを進めているということでございます。

そういう中で、市町村の体制支援につきましては、いろんなツールを用意してまして、ここに書いていますように、地域林政アドバイザー、これはふるさとの支援の協力隊と同様に特交措置で、林業の専門的な方を市町村が雇用する場合に財政的支援をするというような取り組みであるとか、これを進めるに当たって森林組合とか、県職員のOB、例えば林野庁のOB、そういう人たちのリストをつくって市町村の要望をいただいてマッチングするような取り組みとか、さらにそういうのを特にこれから都道府県で県内の状況に応じたアドバイザーの配備みたいなことをやっていただくとか、そういうことを進める。さらには、先ほど言った意向調査とか、もろもろの市町村の業務を森林組合とか、第三セクターに委託をするであるとか、これも具体的に最近話が出始めていますけど、隣接市町村と一緒に協議会を設けて、そこに書いています地方自治法に基づく協議会、そういった形で一部事務組合を設置して共同で事務処理をするとか、そういったことを今市町村、都道府県示して、地域の実情に応じてどういう方法がとれるかということを検討いただいておりますし、具体的にいろんな取り組みが出てきているところでございます。そういう取り組みを我々また取りまとめて皆さんにフィ

ードバックして、体制整備がきちりできるような形で進めていきたいと思っています。さらに、なかなか市町村でできない場合は、都道府県が代行できるような措置も法律的に設けていますので、そういうことも組み合わせて来年度からスタートする、そういったことを進めています。

さらに、森林環境税は毎年ある程度決まったお金が入ってくるわけですけど、当然入ってきたお金を1年間できちり使い切るとするのはなかなか難しいわけですので、まず基金を使っていただいて、その基金でお金をある程度プールしながら計画的に使っていただく、そういうこともできるようになっていますので、そういうことも組み合わせて市町村がきちり使えるような形で進めていただきたいですし、進めているところでございます。これは、地域林政アドバイザーということで既にスタートしている制度で、去年はまだ50足らずの例しか挙がっていませんけど、これからこの制度を使って市町村の体制を支援する。ここに書いていますように、個人の方に委嘱するような場合だけでなく、こういう法人、例えば森林組合なんかに業務を委託する場合も、この地域林政アドバイザーということで特交措置がつくというふうな仕組みになっていますので、こういうものをうまく使って市町村の体制を整備しながら進めていくということをお願いしているということでございます。

以上が体制整備。

さらに、森林環境税の特に使い方についてでございます。これは、先般森林経営管理法を国会で審議したときに、かなりの数の森林環境税についても国会で質問されました。それで答えております。特に使途の部分についてもいろんな議論がございました。使途については、皆様方に特にお話しいたしたのは、ここに基本的な考え方と書いていますように、森林環境税、これは森林環境譲与税ということで、ある意味地方財源としてお金が市町村等に行くわけです。ですから、使い方は地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲、これは先ほど大綱で示す間伐、担い手育成、木材利用、そういった森林整備及びその促進に関する費用、そういった範囲で幅広く弾力的に地方の実情に応じて使えるという制度になっています。さらに、国が補助金みたいに使途の詳細な範囲を示すということはない。市町村が検討する上で参考となる事例の紹介を行う、そういったような形で助言はしますよ、そういうような仕組みになっていますので、この森林環境税、何に使うかというのは基本的には市町村できちり考え、使っていただきたい。そのための準備として我々今事例を紹介したり、仕組みの説明をしたり、さらにそのお金を使うに当たって消費者の環境を整備しなきゃいけない新たな管理システムを整備したり、そういうことをやっているわけですから、ぜひ市町村で何に使うかということをきちりご議論いただいて、市町村の実情に合った使い方を進めていただきたい。そのときに国会の中でもいろいろ議論がありました。当然市町村が行う公的な管理、そういったこととか、新たな森林管理システム、例えば意向調査をしたりとか、そういうようなものには当然使っていいですよ、さらには境界の確定、例えば公有林の整備、場合によったら竹林とか、里山の整備、いろんな使い方があるということでございます。

ですから、冒頭にもお話ししましたが、そういった中で、でも何に使うかという間伐等の森林

整備に使うわけですから、それをぜひ本日お集まりの促進議連の皆様方、戻ってそれぞれの市町村において、まず間伐やるためにはどういうことをやらなきゃいけないのか。新たなシステムを使ってどういうふうに所有者に当たって間伐の事業地を確保して進めていくんだ。そのときには、間伐をやる担い手は森林組合なのか、事業体なのか、そういう人たちを育てるにはどうすればいいのか、そういったことをいろいろ議論して、それは都道府県もサポートしますし、我々もサポートします。そういうことを進めていただきたいというふうに思っているところでございます。これが環境税の使途。

さらには、国会の中には、これも冒頭お話ししたように、既存施策との関係ということで、既存施策と相まって森林整備を進めるんだということであるとか、37府県の県が独自で取っている超過課税との関係、これも役割分担をして、特に環境税は取るのは36年度から、いわゆる5年後に取りますので、その間に37府県の超過課税は見直しの時期が大体5年に1回来ますんで、見直しの時期が来ます。そういったときにきっちり新たな税と府県の役割分担をして、我々としては貴重な財源なんで、両立できるような形で府県とも今話を進めていますし、そういうことをやっていきたいというようなことでございます。

これが環境税の使途ということで、きょうは時間の関係がありますんで、細かくは説明しませんが、こういった形で事例を紹介して、こういうことに使えますよということをお示ししているところでございます。例えば奈良県のほうでは、手入れ不足の人工林の解消ということで、例えば5ヘクタール未満の間伐とかは、国の補助事業の対象になりません。そういうところはなかなか間伐がおくれて要は手が出ない。そういうところに定額で補助してあげて所有者に間伐してもらって、そういうことにも使えるでしょうし、岡山県の西粟倉村というところは、先ほど言った新たな管理システムと同様に役場と所有者と森林組合が協定を結んで、そして間伐をやって、それに対して役場のほうが支援をしながらやっている、こういう仕組みがあります。そういったものを新たな管理システムを使ってつくることによって間伐を進めるとか、さらには例えば都市部であれば放置竹林の整備に使うとか、そんないろんな使い方があります。

また、整備するためには担い手をやっぱり育成しなきゃいけない、そういう担い手支援なんかに使うことができます。これもお話冒頭したように、これから環境税を使って間伐をする量をふやしていく、事業をふやしていくわけです。そうなってくると、当然担い手もふやしていかなきゃいけない。ですから、林野庁の今「緑の雇用」等で基底部分の人材育成はするんですけど、これから環境税で森林整備をするとプラスアルファの人材育成をしなきゃいけない。そういう部分は、ぜひ環境税のお金を使ってプラスアルファの人材育成をするんだ、担い手の確保をするんだ、そういう整理で担い手育成を使って進めていただくとか、さらには特に都市部では木材利用を進める。

さらに、木材利用の中もこの事例で書いていますように、これは東京都の板橋区と日光市が姉妹協定を結んで、ある意味日光市の木材を板橋区が使うとか、そういった単に都市部で使うだけじゃなくて、山村とのつながりみたいなものをぜひ今回の制度を使って築けないか。例えば森林環境教育の取



り組みであれば、ここは東京の世田谷区と群馬県の川場村、こういうところが連携して、世田谷区の子供たちが川場に行って森林整備をやったり、林間学校をやったり、そういう交流を進めているわけですが、そういうことに世田谷区に行ったお金で措置すれば、単に世田谷に行くだけじゃなくて、そのお金が回り回って山村のほうにも戻ってくる。そういった取り組みをぜひ進めていきたいというふうに思っています。

ですから、先ほど申しましたように、環境税3割の部分は人口で人の数で配分します。そうなってくると、東京の23区とか、都市部にも結構なお金が行くことになります。それは、何のために行くかということ、当然これが法律できれば森林整備及びその促進のための費用に使うということは明記されるわけですから、都市部の方々はそれに使わなきゃいけないということで、非常に多分悩む事態が起きると思っています。なかなか木材利用だってそんなにいっぱいできないよね、そういうときに林野庁もどんどんこれからアタックするんですけど、ぜひ皆様方のほうからも都市部のほうにアプローチして、例えば都市部と姉妹協定を結んで子供たちを連れてくる。さらには、都市部のお金で水源林の整備ということで、例えば山村部の森林整備に都市部のお金を回してもらおう。いろんな工夫ができると思います。そういったことをぜひやっていただきたいというふうにいるということでございます。

ざっとご説明しましたが、こういう形で森林環境税、使い方は皆様方の工夫次第でいろんなことに使えるような仕組みになっています。ですから、ぜひいろいろ現場の実態に照らして森林整備が進むような使い方をしていただきたい。でも、そのときには冒頭言ったみたいに、今まで手がつかなかったところの整備をするんですよというスタンスはきっちり持っていただいて、今までの既存財源の振りかえじゃないというところはちゃんと念頭に置いた使い方をしていただきたいですし、我々もそういうことを財政当局に対してはきっちり説明していきたいというふうにいると思っております。

ざっと駆け足でしたけど、これが森林環境税ということで、よりもっと具体的な中身は、新たな管理システムとともに、今市町村説明を進めているところでございます。まず、何をやらなきゃいけないか、どういうことから進めるか、そういったことは、より新たな管理システムであれば手引きみたいなものを使って示していく考えでありますので、ぜひ皆様方は戻られてそれぞれの役場のほうにまずは来年からスタートするわけですから、一步一步来年に向かった取り組みを進めるというようなことをどんどん、どんどん話をさせていただいて、わからないことはどんどん、どんどん県に聞けばいいわけですし、我々に聞いていただければいいわけですし、新しい取り組みをしていただくということを進めていただきたいというふうにいると思います。

これは、スケジュールとかですけど、今こういう形で市町村においては、事業の実施体制とか、具体的な事業の中身の検討をしてください、予算化もしてください、さらには実施に当たっては市町村だけでできるわけじゃないですから、森林組合とか、事業体ときっちり連携体制を考えてください。まず、何よりもまずは意向調査をすることから全て始まるわけですから、意向調査の準備をしてくだ

さい、そんな話をしているところでございます。

最後に、冒頭の話の繰り返しにはなるわけですが、特にこれから林野庁も財務当局への予算折衝が始まる中、やはり森林環境税と既存施策の両者による森林整備、冒頭言ったみたいに、税ができたから、既存施策の予算を削っていいみたいな、そんなことは本末転倒だと思っております。ここに書いていますように、森林環境税は自発的な、要は既存施策ではできない森林整備、そういうようなことを背景に創設されるものでございます。特に林業の成長産業化ということであれば、既存施策でいろんな手だてを打っております。さらには、森林の公益的機能の発揮、なかなか所有者ができない、そういったところを公的に解消しなきゃいけない、こういったところに主に環境税充てていただく。さらには、既存施策や総務施策できっちり予算を確保する、この両者によって日本の山をきっちり整備していかなくちゃいけないというふうに思っていますんで、ぜひそういうコンセプトを踏まえた取り組みを進めていただきたいと思いますし、最後にお話しさせていただきたいのは、特に本当に先人の皆さんが戦後荒れた国土に緑をとということで、1,000万ヘクタールの人工林を築いてくれました。それが今50年たち、60年たち、利用できるような時期に来ています。

でも、今何が起きているかという、それが例えば所有者がわからないということで手がつけられないような、放置されているような状況とか、一番よくないのは、切って、その後使って、植えない、要は次につながらない、そういうような事態も出かねないような状態になっていると思います。そういう中、この1,000万ヘクタールの人工林、きっちり切って使って植える、そういう循環の体制をつくって回していく、次世代につないでいくと、さらには1,000万ヘクタール全てをやっぴり杉、ヒノキというわけにいかないわけですから、それを自然の山に戻していくと、そういうようなことを新たな環境税のお金と新たな管理システムというツール、それをあわせてぜひ進めていきたい。要は先人の築いていただいた人工林を我々は次世代にきっちりつないでいく責務があるわけですから、そういうことを今回のこの税と新たな管理システムによって、市町村の皆さんと一緒にきっちりやっていきたいというふうに思っていますんで、そういったことでいよいよ来年から新たなことが動き出しますけど、それに向けて一步一步、我々も市町村とともに、都道府県とともに進めていきますので、ぜひ皆様も戻られてそれぞれの地域で、じゃまず何をやるかというところから議論を進めて、行動を起こしていただきたいというふうに考えます。

以上、駆け足の部分もございましたけど、私のほうから森林環境税、さらにはそれをきっちりつなぐ新たな管理システムの説明ということにさせていただきたいと思っております。どうもご清聴ありがとうございます。

○司会（北堀裕子） 大変ありがとうございました。これで行政説明を終わらせていただきます。

それでは、皆様、小坂課長様を盛大な拍手でお送りしたいと存じます。

○林野庁計画課長（小坂善太郎） 質問があれば、この後懇親会ありますが、その前に聞いていただければと思います。

○全国森林環境税創設促進議員連盟会長（板垣一徳） 皆さん、ちょっと時間は詰まっておりますが、小坂計画課長さんが質問を二、三点受けたいということでございますので、どなたでもいいですが、代表して。どうぞ。

○小鹿野町議員（井浦正夫） 済みません、地元小鹿野町の議員の井浦と申します。

大変熱心にご説明をいただきまして、ありがとうございます。多分森林経営管理法は5月の末に通ったばかりなんで、細かいことは私もよくわかんないんですけども、ちょっと心配なところがあるので、中央省庁の方に伺える機会が我々なかなかないものですから、教えていただきたいんですが、第1点は、先ほど細かいことで質問があればどうぞというお話があったんですけども、具体的には林野庁のどこへ問い合わせればよろしいでしょうかというのが1点です。

それから、2つ目は、市町村がこれからこの法律に基づいて森林の計画をつくらなくちゃというふうになると思うんです。どこの市町村もそうだと思うんですけども、人材はそれほどいるわけじゃなくて、なかなか大変な作業になるだろうなと思うんですけども、その中で私が1つ心配をするのは、ご説明いただいた資料の15ページ、16ページにまたがっているところなんですけれども、その計画をつくるときに、所有者がわかっている、意欲があって自分でやるとか、こういう人はいいとしても、一番下の所有者不同意森林の特例というところなんですけれども、このとおりに読むと、例えば調査をして所有者が私は同意しないというふうに言った場合に、特例制度で最後の枠のところ同意みなしというみなし規定がついているというんですけども、各自治体の職員と、それから山林所有者の同意できないという人の間で誤解だとか、あるいはあつれきが生ずるとかという、そういう心配がないのか、そのあたりをどういうふうの問題なく進められるのか、そのところをお願いしたいんですが、よろしく願いいたします。

○林野庁計画課長（小坂善太郎） どうもありがとうございます。

林野庁のどこかというのは、林野庁の検討室があって、こういうところなんですということなんですけど、今林野庁のほうは都道府県にお願いして市町村説明会を順次やらせていただいています。市町村説明会に市町村の方集まっていたいただいて、林野庁のほうから説明していますんで、その機会を通じて担当わかると思いますし、まずは県の林務のほうに聞けば林野庁のどこということもわかりますし、1つは県の林務の方に聞いていただく。もう一つは、今林野庁の職員が市町村説明会ということで全国回らせていただいていますんで、その機会に縁を結んでいただければ直接聞くことができると思いますので、そういうものを活用していただければというふうに思います。

それで、新たな管理システムにしても、環境税の執行にしても、市町村にとっては新しい仕事が出てくるということで、今までにないような取り組みをしていただかなければいけないというふうに思っています。ですから、例えば経営管理権を設定する、集積計画を立てたり、その前に意向調査をしたり、いろんな業務が出てきて、非常にご苦勞はかけると思います。でも、それは多分乗り越えていかなきゃいけないのかなというふうに実は思っています、そのためにも環境税という財源ができた

と思っていますので、我々もいろいろ地域林政アドバイザーとか、市町村の体制整備のための支援策はいろいろ考えていきますんで、ぜひ市町村のほうで新たな財源が来て新たな制度ということで、一歩も二歩も進むような形で頑張っていたいただきたいなと。

実は、これもいろんなところで話すんですけど、林野庁、いろんな森林に関する施策を市町村にある意味権限移譲ということで、市町村の役割をずっと強化してきているんです。実は平成10年に森林法改正して、市町村森林整備計画であるとか、例えば森林経営計画の認定であるとか、最近でいうと林地台帳であるとか、いろんなことを市町村にやっていただく。そうじゃないと、やはり昔みたいにもうかっている世界は、所有者がある程度ほっといてもやれたんですけど、今所有者が山の管理ができないことになると、やっぱり最も密着した市町村に頑張っていたかなきゃいけない。いろんな仕組みを市町村にお願いしてきたわけです。でも、実は今まで10年からずっといろんなことを市町村にお願いしてきたんですけど、お金をセットで措置したことは、なかったと言っては語弊があるんですけど、なかったと思っています。でも、今回は、皆さんの本当にこの運動の結果として、環境税という財源が市町村にきっちり行くという仕組みだけじゃなくて、財源セットで動くということになりましたんで、ぜひ今までとは違った形で、ご苦労はかけると思うんですけど、そこを乗り越えて一歩も二歩も前に進んでいただきたいなというふうに思うところでございます。

それと、先ほどお話あった4番目の不同意森林の特例なんですけど、これは基本的には全員同意して合意することが大前提です。でも、そのときに本当特例として例えば全然連絡しても返事が来ないとか、全く関心がなくてリアクションがないとか、そういった場合にやむを得ず使うためのツールとして法的に用意していますんで、これをむやみやたらに、AさんとBさんが意見が合わないんで、じゃAさんのほうに決めるためにこの制度を乱用するとか、そういうような使い方は基本的には考えていないです。当然それはあつれきのもとですし、そういうものはなかなか市町村だってさばき切れなと思います。ただし、これはやっぱりいろんな所有者さんがいる中で、所有者がわかっているんだけど、全然リアクションがない、反応がない、いいのか悪いのかわからない、いろんなような事態がある中、最終的にこういう道具立てを用意すれば活用できる場面もあるかなというふうな形で措置していますので、ご指摘のとおりむやみやたらにこれを使って成敗するような、そういうことは念頭に置いていませんので、運用に当たってもそういうことで運用されるというふうには、我々は指導していきたいなというふうに思っているところでございます。

○司会（北堀裕子） 大変ありがとうございました。お時間の都合もございまして、質問のほうはこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。



## 次期開催地からのあいさつ

和歌山県田辺市議会

議長 小川 浩 樹

○司会（北堀裕子） それでは、来年度の次期総会開催地からのご挨拶をお願いしたいと存じます。

さきの役員会で決定いたしました和歌山県田辺市議会議長、小川浩樹様よりご挨拶をお願いいたします。

○和歌山県田辺市議会議長（小川浩樹） 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました和歌山県田辺市議会議長の小川と申します。交流会レセプションまで時間がない中、非常にしゃべりにくい雰囲気ですが、来年の開催地として一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

平成31年度私ども田辺市での第26回の定期総会開催のご指名をいただきまして、大変光栄に存じております。来年度の定期総会の大成功に向け、皆様を歓迎を申し上げたいと思っております。

現在の新田辺市は、平成17年5月に田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の周辺5市町村が合併をし、誕生いたしました。面積は1,027平方キロメートルあり、これは近畿で一番大きな面積を有するもので、和歌山県全体の約22%を占めており、その9割が森林でございます。新田辺市は、海、山、川の自然に大変恵まれ、平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道としてユネスコの世界文化遺産に登録された熊野古道や熊野本宮大社に代表される史跡、そして日本三美人の湯の一つである龍神温泉や日本最古の湯と言われる湯の峰温泉といった秘湯があり、人々の心と体を癒やす自然と文化にあふれたまちでございます。さらに、地域資源を生かし、紀州南高梅に代表される当地域独特の農業システムが国際連合食糧農業機関の世界農業遺産に認定され、本市は2つの世界遺産を有するまちとなり、多くの皆様に足を運んでいただいているところです。

さて、森林環境税でございますが、平成3年に現田辺市であります旧本宮町の中山町長が全国に先駆け、森林交付税を提唱して以来、一日も早くその創設を願ってまいりました。この議員連盟の長年にわたる森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための森林環境税の導入の実現を求める取り組みがついに実を結び、来年度より森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされ、新たな森林経営管理制度の施行とあわせ、自治体への譲与が開始をされることとなります。まさに平成31年度は大変記念すべき年であり、大きな期待を寄せているところでございます。ぜひ来年は、一人でも多くの方に本市田辺市にお越しをいただき、この記念すべき年の総会を大成功させたい、心よりそう祈っております。皆様方のお越しを心よりお待ちしております。どうぞ来年よろしくご挨拶申し上げます。

○司会（北堀裕子） ありがとうございます。

来年度の総会は和歌山県田辺市でございます。皆様、ご予定のほうをよろしく願いたします。



## 閉会のあいさつ

全国森林環境税創設促進議員連盟

副会長 鳴崎 健二

(大分県日田市議会議員)

○司会（北堀裕子） それでは、最後となりますが、本連盟の副会長であります大分県日田市議会鳴崎健二より閉会のご挨拶を申し上げます。

○全国森林環境税創設促進議員連盟副会長（鳴崎健二） 本日は、全国森林環境税創設促進議員連盟の第25回定期総会を開かせていただきました。提案しました5つの議案全て皆様方のご協力のもとにご承認いただきました。

なお、先ほどの大会宣言、また林野庁の小坂課長さんの説明にもありましたように、来年1月に開会されます通常国会におきまして、森林環境税、また譲与税の関連法案、法令の提案がなされますので、その制度の実施に向けて、まだまだこれからも議連として運動を展開していかなければなりませんので、どうぞ最後まで皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。本日の定期総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

○司会（北堀裕子） ありがとうございました。

以上をもちまして全国森林環境税創設促進議員連盟第25回定期総会の日程を終了いたします。長時間にわたる皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。